

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年9月26日

【会社名】 株式会社トップカルチャー

【英訳名】 TOP CULTURE Co., Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 秀雄

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

【電話番号】 (025)232-0008

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 遠海 武則

【最寄りの連絡場所】 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

【電話番号】 (025)232-0008

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 遠海 武則

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1.当該事象の発生年月日

平成30年9月26日（取締役会書面決議日）

2.当該事象の内容

当社は、平成30年9月26日開催の取締役会において、経営資源の効率化及び財務体質の向上を進めるため、以下の固定資産を譲渡することといたしました。

譲渡先及び譲渡価額等につきましては、譲渡先との取決めにより開示を控えさせていただきます。

尚、譲渡先と当社との間には資本関係、人的関係、取引関係はなく、当社の関連当事者には該当いたしません。

譲渡資産の名称及び所在地 土地及び建物（東京都新宿区大久保2-5-20 シティプラザ新宿1F・2F）

譲渡前の用途 店舗（TSUTAYA 新大久保店）

譲渡の日程 売買契約締結日 平成30年9月28日（予定）

物件引渡期日 平成30年10月31日（予定）

譲渡資産対象である店舗は、今後営業を終了する予定です。

3.該当事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、平成30年10月期の個別財務諸表及び連結財務諸表において、固定資産売却益218百万円を特別利益として計上する見込みであります。